

広島県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十一年二月四日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上蒲刈島循環線	呉市蒲刈町田戸字車谷一〇二〇九番 <sub>三</sub> 地先から 呉市蒲刈町田戸字車谷一〇二〇九番 <sub>三</sub> 地先まで	平成三十一年一月二日